4　合格発表
⑴　短答式筆記試験　平成22年６月９日（水）（予定）
⑵　論文式筆記試験　平成22年９月24日（金）（予定）
⑶　最終合格　平成22年11月９日（火）(予定)
5　受験手続　弁理士試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより、次の書面等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。
⑴　受験願書（工業所有権審議会が交付する受験願書を用いること。）
⑵　受験願書提出前３月以内に帽子を着用せず正面から単身で撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼付すること。）
⑶　12,000円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼付すること。）
⑷　弁理士法第11条の規定により各号に定める試験の免除を受けようとする者は、同条各号に該当することを証する以下に掲げる書面
①　第11条第１号を証明する書面　弁理士試験短答式筆記試験合格通知（写し）
②　第11条第２号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)
③　第11条第３号を証明する書面　弁理士試験論文式筆記試験科目免除資格通知(写し)
④　第11条第４号を証明する書面
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された弁理士試験短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定通知書、大学院修了証明書及び大学院成績証明書
⑤　第11条第５号を証明する書面　特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して５年以上になる者であることを特許庁長官が証明する書面
⑥　第11条第６号を証明する書面
一　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条に規定する修士又は博士の学位を有する者のうち、当該学位の授与に係る論文の審査に合格した者
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書
二　弁理士法施行規則第３条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第104条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格認定通知書（写し）
・事前申請により工業所有権審議会会長から交付された選択科目免除資格仮認定通知書及び大学院修了証明書
三　技術士であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第１号から第５号までに掲げるいずれかの科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・技術士登録等証明書
四　一級建築士
・一級建築士免許証（写し）(各都道府県の建築士会で原本照合を受けたものに限る。)
五　電気事業法第44条第１項に規定する第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者
・第一種電気主任技術者免状（写し）又は第二種電気主任技術者免状（写し）
六　薬剤師
・薬剤師免許証（写し）
七　情報処理技術者試験規則第６条第２項の規定により情報処理技術者試験合格証書の交付を受けている者であって、弁理士法施行規則第３条の表の上欄の第５号に掲げる科目について弁理士試験の筆記試験に合格した者と同等以上の学識を有すると経済産業大臣が認める者
・情報処理技術者試験合格証明書
八　電気通信事業法第46条第３項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者
・電気通信主任技術者資格者証（写し）
九　司法試験に合格した者
・司法試験合格証明書
※司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律第２条の規定による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第２次試験又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第７条第１項の規定により行われる司法試験の第２次試験を受け、当該試験に合格した者については、司法試験第２次試験合格証明書(平成12年以前については受験した民事訴訟法、行政法又は国際私法を選択した旨の記載があるもの。)
十　司法書士
・登録事項証明書
十一　行政書士
・登録事項証明書
※上記④のうち、短答式筆記試験一部科目免除資格条件付認定について、平成22年度弁理士試験に適用される申請の締切日は、平成22年３月１日（月）とする（必着)。
※上記⑥の一及び二について、平成22年度弁理士試験に適用される選択科目免除資格認定申請及び選択科目免除資格仮認定申請の締切日は、平成22年２月28日（日）とする（消印有効)。
※上記⑤及び⑥の三、四、七、九から十一を証明する書面については、平成22年１月15日から平成22年４月10日までに発行されたものに限る。
6　受験願書の交付
⑴　交付期間　平成22年３月１日（月）から平成22年４月９日（金）まで（行政機関の休日に該当する日を除く。）
なお、インターネットによる受験願書請求については、平成22年２月１日（月）から平成22年３月29日（月）まで
⑵　交付時間　午前９時から午後５時まで
⑶　交付場所
・特許庁〔東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　特許庁庁舎１階〕
・日本弁理士会〔東京都千代田区霞が関三丁目４番２号　商工会館・弁理士会館ビル〕
・北海道経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔北海道札幌市北区北７条西４丁目　新北海道ビルヂング12階〕
・東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔宮城県仙台市青葉区本町三丁目４番18号　太陽生命仙台本町ビル７階〕
・関東経済産業局地域経済部技術企画課特許室〔埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館９階〕
・中部経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔愛知県名古屋市中区栄二丁目10番19号　名古屋商工会議所ビル地下２階〕
・近畿経済産業局地域経済部産学官連携推進課特許室〔大阪府大阪市天王寺区伶人町２番７号　関西特許情報センター１階〕
・中国経済産業局地域経済部次世代産業課特許室〔広島県広島市中区上八丁堀６番30号　広島合同庁舎３号館１階〕
・四国経済産業局地域経済部産業技術課特許室〔香川県高松市林町2217番地15　香川産業頭脳化センター２階〕
・九州経済産業局地域経済部技術企画課特許室〔福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目６番23号　博多駅前第２ビル２階〕
・内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課特許室〔沖縄県那覇市おもろまち四丁目17番９号　ＴＮビル４階〕
⑷　郵送による受験願書の請求　返信用の封筒（角形２号（240㎜×332㎜）の封筒に受験願書の送付を受ける先を明記し、140円の郵便切手を貼付すること。)を添えて、東京都千代田区霞が関三丁目４番３号（郵便番号100―8915）特許庁総務部秘書課弁理士室試験第一班あて、平成22年３月１日（月）から平成22年４月２日（金）(必着)までに請求すること。封筒の表面には「弁理士試験受験願書請求」と朱書すること。